

郡山市国民健康保険加入の方で海外出産される方へ 出産育児一時金の申請について

1 支給金額

国民健康保険加入の方が海外で出産した場合、出産育児一時金（４８８，０００円）が支給される場合があります。

2 支給要件

- ・分娩者が出産日時点で郡山市国民健康保険に加入していることが条件です。
一時的な渡航中の出産が対象となります。
- ・申請者は出産日時点の世帯主となります。
分娩者が日本へ帰国した後に申請を行ってください。

3 出産育児一時金の申請前をお願いしたいこと

- ・出生届を提出する前に出生証明書及び日本語訳のコピーを取っておいてください。
提出後に出生証明書を返却することはできません。
- ・出産した医療機関の領収書を紛失しないように保管しておいてください。
- ・医療機関以外での出産の場合、大使館又は領事館に出生の届出をしてください。

4 申請に必要なもの

(1) マイナ保険証又は資格確認書

(2) 世帯主（申請者）の口座を確認できるもの

(3) 出産の事実を証明するもの（親子関係がわかるもの）

郡山市に住民登録されている方でも、アからウのうちいずれかの書類が必要です。

ア 現地の医療機関が発行する外国語の出生証明書及び日本語訳

日本語訳をする人は特に指定ありません。

日本語訳：翻訳日、翻訳者住所、氏名（自署）、連絡先を記載してください。

イ 戸籍謄本（抄本）

戸籍謄本（抄本）には母親の名前が書いてあります。

ウ 出生届受理証明書

出生届を提出した市区町村役場に届出人が請求してください。

(4) 現地の医療機関が発行する外国語の領収書及び日本語訳

日本語訳をする人は特に指定ありません。

日本語訳：翻訳日、翻訳者住所、氏名（自署）、連絡先を記載してください。

(5) 分娩者のパスポート（渡航歴確認）

氏名等記載欄と渡航記録のページを確認します。

航空券の写しや査証（ビザ）の写しを追加で提出していただく場合があります。

(6) 調査に関わる同意書

様式は国民健康保険課にあります。

(7) 母子手帳

(8) 世帯主の個人番号が分かるもの及び本人確認書類

世帯主以外の方が窓口に来た場合、委任状、委任を受けた方の本人確認書類も必要になります。

5 申請窓口

国民健康保険課（西庁舎 1 階）

6 ご注意ください

- ・時効（申請できる期間）は、出産日の翌日から起算して2年間となります。
- ・妊娠4か月（妊娠12週、85日）以上の出産のみ支給されます。
- ・出産育児一時金は、原則として出産日時点で加入している医療保険者から支給されますのでご確認ください。
- ・国保加入中の出産であっても、以下①②どちらの条件も満たす方は、以前加入していた社会保険から支給を受けることもできますので、どちらかを選んでいただくようになります（①社会保険に本人（扶養ではない）として継続して1年以上の加入期間があり、②社会保険の資格を喪失（退職）して6か月以内に出産した場合）。ただし、共済組合に本人として継続して1年以上加入していた方が退職して6か月以内に出産した場合は、共済組合からの支給となります。
- ・出産日以前に遡って郡山市国民健康保険を脱退した場合、出産育児一時金を返納していただくようになります。
- ・海外療養費に該当する可能性がある場合、渡航前に診療内容明細書及び領収明細書の様式を入手しておくことをお勧めします。



お問合せ先

郡山市 国民健康保険課 給付係（西庁舎 1 階）

電 話 024-924-2141

（平日 8：30～17：15）

（作成日 令和8年8月1日）